

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

## 奈良県人事委員会規則第十七号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

**第一条** 会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和二年一月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号及び第二号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同項第三号中「百分の九十五」を「百分の百」に改める。

附則に次の一項を加える。

（令和六年四月分から同年十二月分までの会計年度任用職員の報酬等）

7 会計年度任用職員のうち、任期の定めが三月を超えない者又は勤務時間が、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分未満の者（いずれも任用の事情を考慮して任命権者が特に必要と認める者を除く。）に支給する令和六年四月分から同年十二月分までの報酬、給料及び手当については、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年十二月奈良県条例第十八号。以下「令和六年改正給与条例」という。）第一条の規定による改正前の条例、令和六年改正給与条例第三条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び令和六年改正給与条例第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例並びに会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（令和六年十二月奈良県人事委員会規則第十七号）第一条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与等に関する規則第十六条第一項第一号及び第二号の規定に基づき算定する。

**第二条** 会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号及び第二号中「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同項第三号中「百分の百」を「百分の九十七・五」に改める。

## 附 則

1 この規則中第一条の規定は令和六年十二月二十五日から、第二条の規定は令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与等に関する規則の規定は、令

和六年十二月一日から適用する。